

船舶インシデント調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	令和元年5月20日 16時33分ごろ
発生場所	長崎県対馬市対馬北北西方沖 三島灯台から真方位338° 7.9海里付近 (概位 北緯34° 50.8' 東経129° 23.0')
インシデントの概要	旅客船ビートル二世は、航行中、右舷主機が停止して始動できなくなり、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	令和元年5月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 ビートル二世、164トン
船舶番号、船舶所有者等	132632、JR九州高速船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 機関長、二級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約6m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、ジェットフォイルと呼称する全没水中翼型水中翼船であり、航行中、機関長が主機のメンテナンス用パソコンで主機の運転制御装置から右舷主機の過去の運転データを抽出していたところ、右舷主機が停止して始動できなくなり、左舷主機のみで運航し、目的地を変更して長崎県対馬市比田勝港に到着した。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関メンテナンス業者が点検した結果、運転制御装置にインストールされている右舷主機の運転制御用アプリケーションが停止した状態となっており、同アプリケーションを再起動したところ、右舷主機が正常に運転できた。</p> <p>本船は、機関メンテナンス業者が本インシデント時の状態を再現しようと試みたが、右舷主機の運転制御用アプリケーションが停止するような状態が発生しなかった。</p>
分析	本船は、航行中、機関長が主機のメンテナンス用パソコンで運転制御装置から右舷主機の過去の運転データを抽出していた際、右舷主機の運転制御用アプリケーションが停止したことから、右舷主機が停止して始動できなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、機関長が主機のメンテナンス用パソコンで右舷主機の過去の運転データを運転制御装置から抽出していた際、右舷主機の運転制御用アプリケーションが停止したため、右

	舷主機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 運航中には、主機のメンテナンス用パソコンで運転制御装置から過去の運転データを抽出するなど、不要な運転制御装置へのアクセスを行わないこと。